精神障がい者割引の導入について

西武鉄道株式会社

西武鉄道株式会社(本社:埼玉県所沢市、社長:小川 周一郎)では、すべてのお客さまが安全・安心・快適に鉄道をご利用いただけるインクルーシブな社会の実現を目指し、精神障がい者割引制度を導入いたします。

西武グループでは、障がいのある方が持つ社会、ビジネス、経済における潜在的な価値を引き出し、社会参画を推進する国際的な活動「The Valuable 500」に賛同しております。これに基づき、グループ各社ではすべてのお客さまに安全で使いやすい設備・環境を目指し、ハード面・ソフト面でバリアフリー対応を進めております。

今般、当社においてもこの取り組みのさらなる推進、およびより一層の具現化の一環として本制度を導入し、すべてのお客さまに安全・安心かつ快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

【導入時期】 2025年4月1日(予定)

【対象・割引率】

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの※)をお持ちのお客さま

介護者の方と一緒にご利用になる場合

対象	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者のお客さまと その介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	5割
12歳未満の第2種精神障害者のお客さまとその介護者の方	・定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	5割

ご本人単独でご利用になる場合

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第1種精神障害者のお客さま ・第2種精神障害者のお客さま	・普通乗車券	5割

- ※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、 第1種または第2種の別が表記される予定です。
- ※ご本人単独でのご利用は西武線内を50キロを超えて乗車する場合のみです。
- ※各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちでないお客さまは、割引の対象外となります。 また同行する介護者は、手帳をお持ちのお客さまにつき、おひとりまでとなります。

当制度のご利用案内等につきましては、詳細が決まり次第お知らせいたします。

◇お客さまのお問合せ先

西武鉄道お客さまセンター TEL(04)2996-2888

音声ガイダンスにより、メニューをお選びください。

[営業時間:全日 9 時~17 時(12/30~1/3 を除く)]

以上